

## 労働者派遣基本契約書

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙がその労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。）に基づき甲に派遣するに当たり、次のとおり基本契約を締結する。

### （目的）

**第 1 条** この契約は、乙が法及びこの契約に基づき、乙の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

### （総則）

**第 2 条** 甲及び乙は、労働者派遣を行い、又は労働者派遣を受け入れるに当たっては、それぞれ法その他関係諸法令を遵守するものとする。

### （個別契約）

**第 3 条** 甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、この契約及び別記「新潟県総務事務センター業務の支援に関する派遣業務委託仕様書（令和 8 年度管支第 2 号）」（以下「仕様書」という。）に基づき、法第 26 条第 1 項に規定する労働者派遣契約（以下「個別契約」という。）を締結する。

2 法第 26 条その他関係法令に基づき定めるべき事項は、個別契約において定めるものとする。

3 乙は、個別契約締結の都度、当該派遣労働者の氏名、性別、年齢その他法第 35 条に定める事項を甲に通知しなければならない。

4 乙は、甲に労働者派遣を行う都度、第 2 項により定めた内容を記載した個別契約書を作成し、甲に送付しなければならない。

### （基本派遣料金）

**第 4 条** 甲は、乙に対し、労働者派遣に対する対価として支払う基本派遣料金の額は、1 人 1 時間当たり 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

### （契約保証金）

**第 5 条** 乙は、この契約の契約保証金として、 円を甲に納付しなければならない。ただし、財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第 44 条第 1 号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

### （派遣期間制限業務と事前通知等）

**第 6 条** 甲及び乙は、派遣就業（労働者派遣に係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。）の場所ごとの業務（法第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務を除く業務をいう。以下「派遣期間制

限業務」という。)について、3年を超える期間継続して派遣労働者を受け入れ、又は派遣してはならない。

- 2 甲は、派遣就業の場所ごとの派遣期間制限業務について、個別契約を締結するときは、あらかじめ、乙に対し、当該派遣可能期間の制限に抵触することとなる最初の日（以下「抵触日」という。）を書面により乙に通知するものとする。個別契約を締結した後に、甲において派遣受入期間を新たに定め、又は既に定めた派遣受入期間を変更する場合も、同様とする。
- 3 甲は、派遣就業の場所ごとの派遣期間制限業務について乙から3年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、当該派遣就業の場所ごとの派遣期間制限業務に係る労働者派遣の役務の提供が開始された日から抵触日の1月前の日までの間（次項において「意見聴取期間」という。）に、同項の手続を行うことにより、3年以内の期間に限り、派遣可能期間を延長することができる。当該延長に係る期間が経過した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 4 甲は、派遣可能期間を延長しようとするときは、意見聴取期間に、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「省令」という。）に定める事項を書面により通知し、その意見を聴くものとする。

#### （責任者）

**第7条** 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任し、派遣労働者からの申出を受けた苦情処理、甲乙間の連絡調整その他法第36条及び第41条に規定する事項を行わせるものとする。

#### （指揮命令者）

- 第8条** 甲は、派遣労働者を直接指揮命令する者（以下「指揮命令者」という。）を選任するものとする。
- 2 指揮命令者は、派遣業務の処理について個別契約に定める事項を守って、派遣労働者を指揮命令し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、業務処理の方法その他必要事項を派遣労働者に周知し、指導する。
  - 3 指揮命令者は、前項に定めた事項以外の事項についても、職場の秩序維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

#### （派遣労働者の選定等）

- 第9条** 乙は、個別契約に基づき派遣労働者を派遣するに当たっては、派遣業務の遂行に必要な技術、知識、能力等を有する者を選定の上、甲に派遣しなければならない。
- 2 甲は、派遣労働者が甲の就業に関する諸規則又は指揮命令者の指揮命令に従わない場合、甲の職場規律又は秩序に反し改善を求めても是正しない場合、業務処理の能力が著しく低い場合等この契約若しくは個別契約の本旨に反するときは、乙にその理由を明示して当該派遣労働者の変更等適切な措置を求めることができる。
  - 3 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。

4 乙は、前2項のほか、甲の承認を得て派遣労働者の変更をすることができる。

#### (代替派遣労働者の派遣)

**第10条** 派遣労働者が、欠勤、年次有給休暇、遅刻、早退により、個別契約で定める当該派遣労働者の就業日又は就業時間に就業しない場合は、甲は乙に業務の運営に係る事情を明示して必要な代替労働者の派遣を要求することができるものとする。この場合において、乙は、責任をもって代替人員を確保するものとする。

#### (実施に関する指示等)

**第11条** 甲は、乙に対して派遣業務の実施に関し、必要な事項を指示することができる。  
2 乙は、派遣業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

#### (秩序の維持)

**第12条** 乙は、派遣労働者が甲の事業所内又はこれに準ずる場所で派遣就業する場合は、甲の職場規則、施設管理上の規則等就業上の諸規則に違反しないよう定めるとともに、派遣労働者に対し、適正に対象業務に従事するよう派遣労働者との雇用契約で明示し、適切な教育指導等の措置を講じなければならない。

#### (苦情処理)

**第13条** 甲が派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申出を受けた場合には、派遣先責任者は、直ちに当該苦情を適切かつ迅速に処理するものとし、乙及び派遣元責任者はこれに協力する。  
2 乙が派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申出を受けた場合には、前項の規定を準用する。  
3 派遣労働者からの苦情について、当該派遣労働者に回答又は通知をするときは、必ず苦情の申出を受けた者が責任をもって行うものとし、甲及び乙は、苦情を申し出たことを理由として当該派遣労働者に不利益な取扱いをしてはならない。

#### (勤務管理)

**第14条** 派遣先責任者は、派遣労働者の就業日ごとの就業状況を適切な方法で把握するものとする。

#### (管理台帳の作成)

**第15条** 甲は、法第42条に規定する派遣先管理台帳を作成しなければならない。  
2 乙は、法第37条に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

#### (損害賠償)

**第16条** この契約に基づく業務遂行中、乙の責めに帰すべき事由又は派遣労働者の故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に対し損害を与えたときは、乙は甲に対し、直接かつ通常の損害を賠償しなければならない。ただし、派遣労働者に対する甲の指揮命令の過失等甲の責

めに帰すべき事由による場合又は乙若しくは派遣労働者において故意若しくは重大な過失がないことが明らかな場合は、この限りでない。

#### (業務上災害等)

**第 17 条** 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、乙が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 8 章に定める使用者の責任及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定める事業主の責任を負う。

2 甲は、乙の行う前項の手續について、必要な協力をしなければならない。

#### (個人情報等の保護)

**第 18 条** 乙及び派遣労働者は、派遣業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙及び派遣労働者は、派遣業務の遂行上知り得た甲の職員、顧客等の個人情報及び秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。この契約又は個別契約終了後においても、同様とする。

3 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、法第 35 条及び省令の規定により甲に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りでない。

4 甲は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

5 乙は、乙の従業員に対し第 1 項及び第 2 項の義務を、甲は、甲の職員に対し前項の義務を、それぞれ遵守させなければならない。

#### (機密保持)

**第 19 条** 乙及び派遣労働者は、派遣業務の遂行により知り得た甲の業務上の秘密、関係機関の機密その他甲における業務遂行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この契約又は個別契約終了後においても、同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

(1) 知得時に既に公知であった情報又は知得後乙の責めによらず公知となった情報

(2) 知得時に既に乙が保有していた情報

(3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報

(4) 甲により開示を許された情報

(5) 法令その他に基づき公的機関等により開示を要求された情報

2 乙は、派遣労働者及び乙の従業員に対し、甲の機密保持に関する教育を行い、前項の義務を遵守させなければならない。

#### (金銭の取扱い)

**第 20 条** 甲は、派遣労働者に金銭その他貴重品の取扱いを行わせないものとする。ただし、甲が特別に命ずる場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、盗難等の事故が発生したときは、乙は甲及び甲以外の第三者に対し、当該盗難等の事故に係る損害賠償の責任を負わないものとする。

#### (権利義務の譲渡等の制限)

**第 21 条** 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (雇用の禁止等)

**第 22 条** 甲は、契約期間中は派遣労働者を雇用してはならないものとし、かつ、派遣労働者に対して乙との雇用関係終了を勧奨してはならない。

- 2 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を甲に再派遣してはならない。
- 3 乙は、就業期間中の派遣労働者を他の派遣先へ派遣してはならない。
- 4 乙は、就業期間中の派遣労働者が他の労働を行っている事実を知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

#### (年次有給休暇等)

**第 23 条** 乙は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合は、原則として甲へ事前通知するものとする。

- 2 甲は、乙から年次有給休暇取得の通知を受けた場合には、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の運営に支障をきたすときは、甲は乙に、具体的な事情を明示して乙が当該派遣労働者に対し取得予定日を変更するよう依頼すること又は必要な代替者の派遣を要求することができる。

#### (出張の取扱い)

**第 24 条** 甲は、個別契約に定める業務につき出張が必要な場合には、派遣労働者に対して出張を命じることができるものとする。

- 2 甲は、出張の前日までに、前項の命令を行うよう努めるものとする。
- 3 甲は、派遣労働者に対する出張命令を行った場合は、速やかに乙に対し、次の事項を通知するものとする。
  - (1) 派遣労働者の氏名
  - (2) 出張期間
  - (3) 出張先
  - (4) 同行者の有無
  - (5) 同行者の氏名
  - (6) 緊急連絡先
- 4 乙は、甲から通知を受けた出張内容について、次の場合に計画の変更を求めることができるものとする。
  - (1) 出張先が特に危険性の高い区域に属すると判断されるとき。
  - (2) 出張計画の詳細に無理があると判断されるとき。
  - (3) 出張させようとする派遣労働者が出張を希望しないとき。

- 5 派遣労働者の出張は、原則として、甲の公用車又は甲の一般職の職員の自家用車（甲の一般職の職員があらかじめ承認を受けたものに限る。）に同乗し、若しくは公共交通機関の利用により行うものとする。
- 6 派遣労働者の出張に要する経費は、甲の負担とし、出張経費の計算、請求については、甲の一般職の職員の例に準じて行い、甲が派遣労働者へ直接精算するものとする。
- 7 甲及び乙は、派遣労働者の出張中の就業時間については、個別契約に定める就業時間を就労したものとして取り扱うものとする。

#### （勤務報告）

- 第 25 条** 派遣労働者は、所定事項を勤務報告書に記載し、その内容について毎就業日に指揮命令者の確認を受け、毎月末に当該報告書を指揮命令者へ提出するものとする。提出された当該報告書は、甲から乙に送付するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき、報告を受けたときは、速やかに派遣実績報告書を作成し、甲に通知しなければならない。

#### （検査）

- 第 26 条** 甲は、前条第 2 項の通知があったときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に確認検査を実施し、その結果を乙に通知しなければならない。

#### （派遣料金の支払）

- 第 27 条** 甲は、乙に対し、労働者派遣に対する対価として派遣料金を支払う。
- 2 派遣料金の金額は、第 4 条の基本派遣料金の派遣労働者の実労働時間を乗じて得た額とする。
  - 3 1 日の実労働時間が 8 時間を超えた場合又は 1 週間の実労働時間が 40 時間を超えた場合の 1 時間当たりの派遣料金は、基本派遣料金の 100 分の 125 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
  - 4 休日に勤務した場合の 1 時間当たりの派遣料金は、基本派遣料金の 100 分の 135 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
  - 5 前 2 項の規定は、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間をいう。）に勤務した場合について準用する。この場合において、第 3 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 150」と、前項中「100 分の 135」とあるのは「100 分の 160」と、それぞれ読み替えるものとする。
  - 6 派遣料金には、乙がこの契約を履行するために必要な通勤費用、社会保険料、労働保険料及び諸経費を含むものとする。
  - 7 派遣料金の計算期間は、月の初日から月の末日までの 1 か月とし、各月毎に、派遣労働者の実労働時間の合計時間数に基づく月額派遣料金を算出するものとする。この場合において、実労働時間の合計時間数は、前各項の 1 時間当たりの派遣料金の区分ごとに 5 分単位（その時間に 5 分未満の端数があるときは、その端数時間を切り捨てる。）で集計するものとし、それぞれの実労働時間の合計時間数において 1 時間未満の端数がある場合には 5 分単位で切り捨てるものとする（時間換算で小数点第 3 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。

- 8 乙は、前条の検査に合格した派遣実績報告書及び前項の規定に基づき派遣料金を算出し、請求書により甲に派遣料金を請求するものとする。この場合において、請求金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。また、消費税及び地方消費税は外税方式とし、派遣料金に対して所定の税率を乗じて算出した金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）する。
- 9 甲は、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、乙に対し派遣料金を支払うものとする。

#### （契約解除に伴う派遣労働者の雇用安定を図るための措置）

- 第28条** 甲は、自らの責めに帰すべき事由により個別契約の中途解除を行おうとする場合は、乙と合意の上、少なくとも30日以上前に書面により解除の申入れを行うとともに、残余期間について甲又は甲の関連会社での就業をあっせんする等により、新たな就業機会の確保を図るものとする。
- 2 前項の規定による新たな就業機会の確保を図ることができない場合は、甲は乙に対し、派遣労働者の雇用安定のために派遣元が講じる休業措置等について派遣期間の残余期間分の派遣料金相当額を支払うものとする。

#### （甲の契約解除権）

- 第29条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙がこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
  - (2) 乙がこの契約の締結又は履行に際し、不正な行為をしたとき。
  - (3) 乙がこの契約に違反したとき。
  - (4) 乙が故意又は重大な過失によって甲に損害を与えたとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。
    - (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
    - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。
- 4 甲は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における乙の不履行分の派遣数量に基本派遣料金を乗じて得た額の100分の5に相当する金額を違約金として乙から徴収する。この場合において、違約金の金額に100円未満の端数金額があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 5 甲は、前項の違約金を、未払いの代金から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。
- 6 甲は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、前2項の違約金を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

#### （乙による契約解除権）

**第30条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第33条の規定により派遣業務内容の変更等をしたことにより仕様書に定める派遣数量が3分の2以上減少したとき又は派遣業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- 2 前項の規定によるこの契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、この契約解除の時点で残存する派遣料金相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合において、損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

#### （履行不能の場合の措置）

**第31条** 乙は、乙の責めに帰すべき事由以外の事由により、派遣業務の全部又は一部について履行不能となったときは、直ちに甲に通知し、甲の指示に従わなければならない。

#### （権利の帰属）

**第32条** この契約に基づき、派遣労働者が派遣期間中に得た成果についての一切の権利は、甲に帰属するものとする。

#### （派遣業務内容の変更）

**第33条** 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容及び個別契約の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

- 2 前項の場合において、当該変更等の内容がこの契約に定める契約期間、派遣料金、派遣人数

その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、甲乙協議して、書面により変更契約を締結するものとする。

(その他)

**第 34 条** この契約に定めのない事項及びこの契約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の協議を行っても解決せず、甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

乙